

第 4 期 障 害 福 祉 計 画 (H 2 7 ~ H 2 9) 策 定 に 係 る 国 の 基 本 的 な 指 針 の 概 要

1. 計画の作成プロセスに関する事項

- ・ P D C A サイクルの導入（「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、中間評価など）

2. 成果目標に関する事項

目標項目	県	市町村	基本指針	<参考> 第3期計画
施設入所者の地域生活への移行				
地域生活移行者の増加	○	○	H25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行	H17.10.1時点の施設入所者の3割以上を地域生活へ移行
施設入所者の削減	○	○	H25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減	H17.10.1時点の施設入所者の1割以上を削減
入院中の精神障がい者の地域生活への移行				
入院後3か月時点の退院率の上昇【新規】	○		H29年度に64%以上とする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年未満入院患者の平均退院率 →H20年度から7%増加 ・ 5年以上かつ65歳以上入院患者の退院数 →H20年度から20%増加
入院後1年時点の退院率の上昇【新規】	○		H29年度に91%以上とする	
在院期間1年以上の長期在院者数の減少【新規】	○		H29.6末時点においてH24.6末時点から18%以上減少	
障がい者の地域生活の支援【新規】				
地域生活支援拠点の整備	○	○	H29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備	— (新規)
福祉施設から一般就労への移行				
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	○	○	H29年度末にH24年度実績の2倍	H26年度中にH17年度実績の4倍
就労移行支援事業の利用者の増加	○	○	H29年度末にH25年度末から6割以上増加	H26年度末の福祉施設利用者の2割以上が就労移行支援事業を利用
就労移行支援事業所の就労移行率の増加	○	○	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	H26年度末の就労継続支援事業利用者のうち3割以上がA型を利用

(注) 表頭「県」、「市町村」欄に「○」がある場合に目標設定が必要

3. その他

● 障がい児支援体制の整備【新規】

- ・ 子ども子育て支援法に定める基本理念等の基本的考え方を記載

※ 児童発達支援など6つの支援類型及び障がい児相談支援の利用児童数を「活動指標」とし各市町村において見込みをたてることを努力義務とされる

● 計画相談の連携強化、研修、虐待